

労働審判の相談・対応（会社経営者側）

平成18年4月から運用を開始した労働審判制度は個別労使紛争を解決するための手続として実務に定着し、近年では日本全国で年間3000件を超える労働審判事件が申し立てられています。労働審判事件は、申立てから平均80日にも満たない審理日数で約80%が解決しているという実績があり、従来であれば訴訟にならなかったような個別労使紛争についても労働審判が申し立てられることが多くなっています。

労働審判を申し立てられた場合に最も重要なのは、労働審判手続申立書を受領してから速やかに弁護士に相談・依頼することです。労働審判手続申立書等が届いてから答弁書の提出期限まで通常3週間程度しかありませんし、労働審判手続における調停や労働審判は当事者の権利義務関係を踏まえて行われますので、労働法と裁判実務に関する専門的な知識経験を有する弁護士への相談・依頼が必要不可欠です。

このような短期間での準備が間に合わないまま第1回労働審判期日に臨み、会社に不利な心証がいったん形成されてしまうと、会社に一方的に不利な条件で調停が進められることになりかねません。調停に応じないこともできますが、調停がまとまらなければ会社に不利な内容の労働審判が出されてしまいます。労働審判に対して異議を申し立てて訴訟で争うことは可能ですが、訴訟に移行した場合の時間、労力、金銭の負担を考えると、不本意な内容で調停に応じざるを得ないことになりかねません。

不本意な内容で調停に応じるようなことにならないようにするためには、労働審判手続申立書等の書類が裁判所から届いたら一日も早く弁護士に相談して答弁書の

作成に着手し、申立書に記載された主張に対し的確に反論しなければなりません。
弁護士法人四谷麴町法律事務所は、日本全国各地の会社経営者の方々から依頼を受け、数多くの労働審判事件の対応に当たってきました。会社経営者を悩ます労働審判事件の対応は、弁護士法人四谷麴町法律事務所（東京都千代田区、麴町駅・四ッ谷駅・半蔵門駅）にご相談下さい。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎